

# 市立高教組ニュース

第3号 R3(2021)年 9月 7日(火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合  
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10  
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289  
書記長 鶴 順二

## 教育長へ要求書を提出

仙台市立高教組では、7月30日に各職場の声をまとめた改善を求める要求書を教育長に提出してきました。今回の教育長交渉では、以下の項目を柱に当局への説明を行いました。(裏面に重点要求書を掲載しています)

- I. 賃金・手当等の生活改善に関すること
- II. 権利と勤務条件改善に関すること
- III. 人事に関すること
- IV. 教育条件・教育予算・施設設備の充実にに関すること
- V. 福利厚生に関すること



福田教育長に要求書を手交する大橋委員長

Iでは、再任用職員の賃金が、¥276,300(フルタイム)で定年前の給与を大きく下回っているにもかかわらず、定年前と同様の業務量が割り当てられていることを問題視し、再任用教諭に対して加配等の措置を行い、持ち授業時数の軽減を図るよう求めました。また、修学旅行手当にかかる号俸に伴う旅費規程※①を見直し、職員の手出しがないように改善することを求めました。さらに、非常勤講師(会計年度任用職員)が申告する関連業務についても、各教科・科目の特性を考慮し、柔軟に対応するよう強く求めました。

IIでは、市教委総括安全衛生委員会で明らかになった、多忙化に対して実効性のある解消策を提示するよう求めました。また、年休簿にある年休取得理由記入欄を無くすよう求めました。これは年休取得の際、口頭では取得理由を伝える必要がありませんので当然取得理由も記入する必要がないためです。さらにこの欄を半日(4時間)以上の年休取得集計欄※②として活用することも提案してきました。

IIIでは、人事異動の際にはこれまで通り、「希望と承諾の原則」を十分に守るよう求めました。今年度は、仙台市で独自採用された先生方が4年目を終える時期なので、初めて転勤を経験する先生方にはとくに丁寧なヒアリングを行うよう求めました。また昨年度からはじまった採用予定者研修(任意)について、辞令交付前の研修でありたいへん問題であることを指摘し、今後行わないよう求めました。

IVでは、昨年度の要求が実現した奨学金受付業務に関する会計年度任用職員の加配について感謝を述べるとともに今後の継続と他校への拡充を求めました。ギガスクール構想について内容と進捗状況を明らかにするよう求めましたが、市教委からは現段階では県や他都市の動向をみながら検討しているとの説明があるだけでした。その説明の中で、入学してくる生徒に購入させることも含めて検討していることが明らかになりました。これに対しては、あくまで公費で購入し、整備するよう求めました。併せてICT活用については現場の声をしっかりと聞いて、拙速に進めて行くことがないよう要望しました。

Vでは、1人800円以内である研修図書費の増額を求めました。上限が800円では、買える本が限られており、専門書が購入出来る金額への引き上げを求めました。

※①宿泊費の上限10800円/泊ですが、再任用教諭・常勤講師・号俸48号以下の教諭は9800円と差があります。

※②2019年度から年度毎に5日以上(半日以上)の年休を合計する)の年休取得が義務化されています。年休簿に取得集計を記入することで年休取得促進につながると考えています。

### 【組合の勝ち取った成果は、教職員全体に適用されます】

組合の運動で実現した権利は、組合員だけに適用されるのではなく、すべての教職員に適用されます。だから、組合に入らなくても自分の権利は守られるという考え方もあるかもしれません。けれども、みんながそう考えたら組合員がいなくなり、組合はなくなります。みなさん、ぜひ組合に加入してください。

仙台市立高等学校教職員組合は、仙台市教育委員会と対等に交渉できる唯一の団体です。